

改正

平成19年3月23日規則第20号

佐久市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成17年佐久市条例第185号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(賞じゅつの上申)

第2条 佐久市消防団長は、佐久市消防団員が条例第2条に規定する賞じゅつを授与すべき事由が発生したときは、速やかに障害者賞じゅつ上申書（様式第1号）、殉職者賞じゅつ上申書（様式第2号）又は殉職者特別賞じゅつ上申書（様式第3号）に次の書類を添えて市長に上申しなければならない。

(1) 障害者賞じゅつに関する場合

ア 障害の原因及び療養の経過を明らかにした書類及び条例第3条第2項の身体障害の程度を記載した医師の診断書

イ 災害発生を確認した者の現認書又は事実調査書

ウ 現場における見取図又は写真

エ 本人と扶養親族との関係を明らかにした証明書及び戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書

オ その他参考書類

(2) 殉職者賞じゅつに関する場合

ア 前号アからエまでに掲げる書類

イ 死亡診断書、死体検案書、検視調書、戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書等死亡を証明することができる書類

ウ 賞じゅつ金を受けるべき者が婚姻の届出はしないが本人の死亡時事実上の婚姻と同様の関係にあった者であるときはその事実を認めることのできる書類

エ 賞じゅつ金を受けるべき者が配偶者以外の者であるときは労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条又は第43条の規定による先順位者であることを証明できる書類

オ その他の参考書類

(3) 殉職者特別賞じゅつに関する場合

ア 前号アからエまでに掲げる書類

イ 災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動したことを証明する事実調査書

ウ 生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのために死亡したことを証明する事実調査書

エ その功労が特に抜群であると認められる所属長の意見書

オ その他参考書類

(審査会)

第3条 条例第6条の規定による佐久市賞じゅつ金等審査委員会（以下「委員会」という。）は、委員長及び委員4人をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、市議会総務文教委員長、総務部長、庶務課長及び消防団管理室長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(書記)

第5条 委員会に書記を置く。

2 書記は、消防団管理室職員をもって充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて委員会の庶務に従事する。

(委員会の招集及び議決)

第6条 委員長は、市長から事案を付議されたときは、委員会を招集して会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審査の結果を賞じゅつ審査答申書（様式第4号）により市長に答申するものとする。
（決定）

第7条 市長は、前条の答申があったときは、これに基づき賞じゅつ金の額を決定し、その給付を受けるべき者に授与する。

（賞じゅつ原簿）

第8条 市長は賞じゅつ原簿（様式第5号）を備えて所要事項を記入し、これを保管しなければならない。

（補則）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則（昭和40年佐久市規則第9号）、臼田町消防賞じゅつ金条例施行規則（昭和46年臼田町規則第15号）、浅科村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則（昭和48年浅科村規則第8号）又は望月町消防賞じゅつ金条例施行規則（昭和50年望月町規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月23日規則第20号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第8条関係）

佐久市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐久市消防団員（以下「消防団員」という。）に賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(賞じゅつ金授与の要件)

第2条 市長は、消防団員が消防業務に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は心身に著しい障害がある状態となった場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。

(賞じゅつ金の種類及び金額)

第3条 賞じゅつ金の種類及び金額は、次の各号のとおりとする。

(1) 殉職者賞じゅつ金は、490万円以上2,520万円以下とし、功労の程度によって定める。

(2) 障害者賞じゅつ金は、2,060万円以下とし、別表に定める障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。

(殉職者特別賞じゅつ金)

第4条 市長は、消防団員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が抜群と認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、第2条の規定による賞じゅつ金は授与しない。

(授与の対象)

第5条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、殉職者の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び授与される順位等は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

(審査)

第6条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与については、佐久市賞じゅつ金等審査委員会の審査を経なければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の佐久市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和40年佐久市条例第30号）、臼田町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和40年臼田町条例第15号）、浅科村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和48年浅科村条例第8号）又は望月町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和50年望月町条例第27号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例に規定する賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金（以下「賞じゅつ金等」という。）の支給を受けるべき事由が生じている者（施行日の前日までに災害を受け、施行日以後に死亡し、又は障害の状態となった者を含む。）に係る賞じゅつ金等については、なお合併前の条例の例による。

別表（第3条関係）

障害者賞じゅつ金

障害の等級	功労の程度による支給額
第1級	4,900,000円以上20,600,000円以下
第2級	4,600,000円以上15,500,000円以下

第3級	4,100,000円以上13,600,000円以下
第4級	3,600,000円以上12,100,000円以下
第5級	3,100,000円以上10,300,000円以下
第6級	2,800,000円以上9,000,000円以下
第7級	2,300,000円以上7,600,000円以下
第8級	1,900,000円以上6,400,000円以下

備考1 障害の等級は、政令別表第3に定める障害の等級による。

2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）までの規定の例による。